

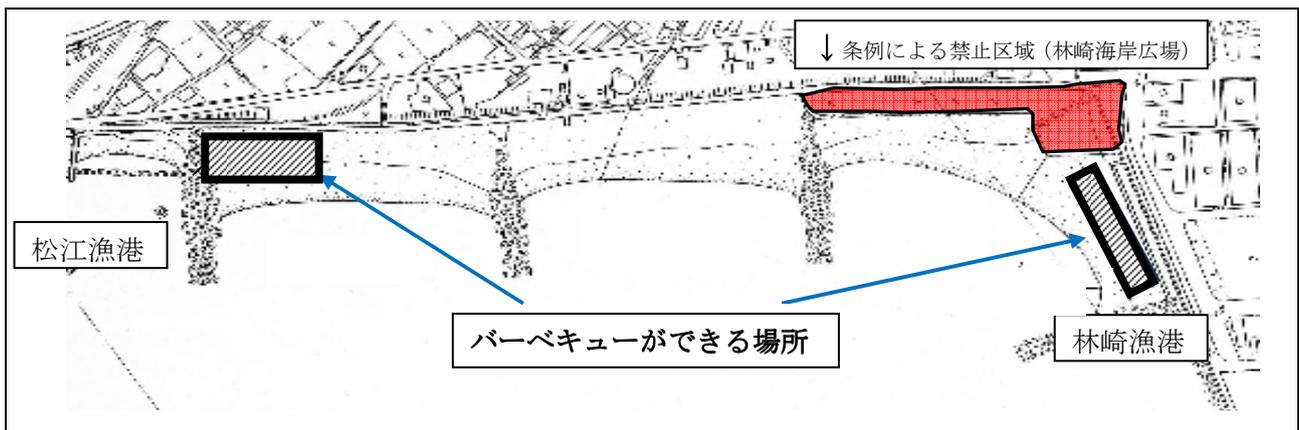
## 海岸利用に伴うマナーアップの取組について

林崎松江海岸は、国の養浜事業で砂浜が復元されたことにより多様な利用がなされるようになりました。年間を通じ、海水浴をはじめ多くの方にご利用されている一方、近年バーベキュー利用者のマナーの悪さが目立ち、周辺住民にご迷惑をおかけしております。

そのため、海岸利用者が多くなる夏場を迎えるにあたり、海浜の利用及び海浜利便施設に関して規定している「明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）の趣旨を啓発により周知し、バーベキュー利用者に対するマナーアップを行い、海浜利便施設及び海浜の利用の適正化を図ります。

### 記

1. 実施期間 平成24年6月30日（土）～平成24年10月31日（水）  
午前9時から午後6時まで
2. 実施場所 林崎海岸広場（海浜利便施設）、林崎海岸及びその周辺の海浜地  
（詳細下記図参照）
3. 実施方法 警備員2名（緊急雇用事業）が、林崎海岸広場を利用している市民等に対し、条例趣旨等を記載したチラシを配布し啓発します。林崎海岸及び松江海岸（東部）で火気を使用している市民等に対し、後片付けをしゴミを持ち帰ること、大声で騒がないようにすること等を啓発するとともに、砂浜における直火の使用については、砂浜を汚損するため中止するように指導します。



### (参考)

○明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）  
（市民等の責務）

**第4条** 市民等は、海浜の利用に当たっては、海浜が公共的かつ貴重な自然空間であることを認識し、他の利用者、周辺住民及び自然環境への影響について配慮しなければならない。